

災害時等におけるバス輸送の協力に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）とトランスオーシャンバス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等におけるバス輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が人員を輸送する業務を行うに当たり、乙に対して協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害等により市民の生命及び身体に重大な被害をもたらす事態が発生し、市民の避難を実施する上で乙の協力を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項を記載した書面により要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において書面を送付するものとする。

- (1) 要請担当者及び要請内容
- (2) 輸送期日又は期間
- (3) 輸送区間
- (4) 要請するバスの台数及び輸送人数
- (5) その他参考となる事項

（安全の確保及び実施）

第4条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、通常業務に支障のない範囲において協力を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条第2項の規定により業務の協力に当たったときは、次に

掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後において書面を提出するものとする。

（1）要請年月日及び要請内容

（2）輸送期日又は期間

（3）輸送区間

（4）運行台数及び輸送人数

（5）運行車両情報等

（6）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第4条第2項の規定により、業務の協力に当たった際に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、当該地域において、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、当該業務直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の協力に当たったときは、業務終了後、甲に対し業務の協力に当たった際に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙に対し協力に要した費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。
2 乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時等への対応を支援するため、平常時から災害時等の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和4年12月20日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月20日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山尾順



代表取締役

佐藤敏英

